

公益財団法人 日本化学繊維研究所  
謝金規程

2025 年 9 月 29 日理事会改正

(通則)

- 第 1 条 この規程は、この法人における謝金等の支払い限度額を定める。支払い額は、この限度額内で理事長が決定し、理事会の承認を得るものとする
- 2 この法人の役員及び評議員に対する謝金等については、別に定める「役員及び評議員の報酬等及び費用の支給に関する規程」による。

(選考委員への謝金)

- 第 2 条 研究助成の選考委員に対する謝金は、1 年度の選考につき、1 人 22,274 円を限度として支払うことができる。

(講演等の謝金及び旅費・宿泊費)

- 第 3 条 この法人の学術講演会及び研究集会等の講師に対する謝金は、1 回の講演等につき、1 人 33,411 円を限度として、また、研究者育成講座の講師に対する謝金は、1 コマの講義担当につき、1 人 77,959 円を限度として、それぞれ支払うことができる。
- 2 この法人の研究会の講師に対する謝金は、1 回の講演につき 1 人 77,959 円を限度として、また、コメンテータ及び司会者に対する謝金は、1 回の担当につき 1 人 11,137 円、企画委員に対する謝金は 1 年度の担当につき、1 人 11,137 円を限度として、それぞれ支払うことができる。
- 3 前 2 項に関連する旅費・宿泊費は、この法人の「旅費・宿泊費規程」に準じて、別途支払うことができる。

(執筆等の謝金)

- 第 4 条 この法人が発行する学術出版物等への執筆に対する謝金は、1 編の原稿等につき、22,274 円を限度として支払うことができる。

(報酬の支給日)

- 第 5 条 第 2 条から第 4 条までの謝金は、講演会開催等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、2025年10月1日から施行し、謝金については2025年4月1日から適用する。